

高齢者の肺炎球菌感染症を予防しよう ～接種費用を助成しています～

■肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。感染すると気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

■令和4年度の助成対象者

①左表の年齢に該当する人

表 助成対象者の年齢と生年月日

| 年齢 | 生年月日 |
|------|-------------------|
| 65歳 | 昭和32.4.2～昭和33.4.1 |
| 70歳 | 昭和27.4.2～昭和28.4.1 |
| 75歳 | 昭和22.4.2～昭和23.4.1 |
| 80歳 | 昭和17.4.2～昭和18.4.1 |
| 85歳 | 昭和12.4.2～昭和13.4.1 |
| 90歳 | 昭和7.4.2～昭和8.4.1 |
| 95歳 | 昭和2.4.2～昭和3.4.1 |
| 100歳 | 大正11.4.2～大正12.4.1 |

②60歳から64歳までで、心臓・呼吸器・腎臓に重い障がい(身体障害者手帳1種1級程度)がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより重度の免疫低下を来している人

▼重要 すでに23価肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の予防接種を受けた人は助成の対象となりません。

■助成額・回数

▼助成額 4千円 ※差額は自己負担となります。

▼助成回数 1回

■接種できる医療機関

①市内の委託医療機関

対象者の自宅に送付されている予防接種予診票の裏面に記載しています。事前に予約してから接種してください。

②岩手県広域的予防接種事業の協力医療機関

自宅に送付された予診票の裏面「岩手県高齢者広域接種受診票」の提示で接種が可能です。協力医療機関は、健康福祉課健康推進係に問い合わせてください。

③県外の施設や医療機関

自宅に送付された予診票を持って、健康福祉課健康推進係、西根・安代各総合支所または田山支所で手続きが必要です。



ささえあいの輪

地域福祉課障がい福祉係 ☎・内線1112

福祉タクシー助成券 4年度受け付け開始

市は、重度の障がいがある在宅者に対し、タクシー料金の一部を助成しています。

◆**対象者** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを持っている人 ※自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外です。

◆**助成内容** 1枚600円のタクシー券を申請月から年度末までの1カ月につき2枚、最大24枚交付

◆**利用できるタクシー会社** ▶安代観光タクシー ▶平館タクシー ▶西根観光タクシー ▶福祉タクシーこまどり ▶らくらくケアタクシー(乗車または降車が秋田県内の場合に限る)

◆**申請窓口** 地域福祉課または西根・安代各総合支所、田山支所 ※印鑑と当該手帳を持参してください。



有料道路通行料金割引制度

有料道路では、障がいがある人が運転または同乗する場合に、事前に登録された自動車1台に対して、5割の通行料金割引の制度があります。

◆**割引対象** ①身体障害者手帳第1種を持っている人が運転または同乗するとき ②身体障害者手帳第2種を持っている人が運転するとき ③療育手帳A判定を持っている人が同乗するとき

◆**登録に必要な書類** ①当該手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証(本人が運転する場合) ④委任状(代理人による申請の場合) ▶ETCを利用する場合は次の書類を追加 ⑤本人名義のETCカード ⑥登録車両に装着されたETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書など)

◆**申請窓口** 福祉タクシー助成券申請窓口と同じ